

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第4条 指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第3章、第4章及び第9章から第16章までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 （略）	(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第4条 指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第3章、 <u>第4章、第9章、第10章及び第11章</u> から第16章までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第2条 障害福祉サービス事業を行う者（以下	(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第2条 障害福祉サービス事業を行う者（以下

「障害福祉サービス事業者」という。) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第174号) 第2章から第8章までに規定する事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

「障害福祉サービス事業者」という。) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第174号) 第2章から第5章まで及び第6章から第8章までに規定する事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。